

1. 書類の確認

本部の承認を得たものかどうか

- ・第1回、第2回とも本部の承認あり。

2. 第2回回答の指摘

2.1. 信教の自由

- ・論点のすり替え。「集会の自由」は保障されているが、「集会」は「拠点」の意味ではない。「集会」は人々が集合することを意味している。
- ・「人の幸福が宗教の目的の一つ」とされているが、「伊勢拠点建設」は付近住民の平穏な生活を脅かし、幸福を損ねる。私たちの幸福は置き去りになっている。
- ・(以前の文書で)「布教活動はしない」と記載されているが、なぜ憲法で保障された行動を自主的に放棄されたか？放棄されたはずなのになぜ憲法の「信教の自由」を参考資料として提出されたのか？

＊＊ 明白な回答なし

2.2. 神慈秀明会拠点、近年の建設状況

調べた3拠点において、「記述漏れ」があったとの答え。都合の悪いことは記載しなかった、虚偽の記載と受け止めている。回答を精査することなく、送る姿勢に不信感を持たざるを得ない。

＊＊ 明白な回答なし

3. (神慈秀明会に関する) インターネットの情報

(私たちの情報)

私たちが調べた3拠点については、コンタクトをとったり、信頼に足る証拠があった。他の拠点については、時間の制約のために割愛しただけ。

論点の「すり替え」があると思える。信者と秀明会との関連しか説明されていない。親族が秀明会に入った故のトラブルは話題には出てこない。秀明会に入会した故の悲劇、家庭不和・離婚・一家離散など信者と家族の間のトラブルは多い。

* ネット以外の情報

こちらの身分を明かしての、電子メールで接触。

反対活動をされた方から、トラブルを電話で直接を聞いた。また元信者の知人が身近にいるので詳しい話を聞くことができる。いずれもネットの情報と矛盾しない。

発言者が見える情報

(例)・仏壇の代わりに祭壇・献金のために生活保護申請・退会が困難(本部に出向く)

＊＊ 明白な回答なし

4. 反対理由

4.1. 多数の信者が集まるために発生する交通渋滞・交通事故

4.2. 布教活動が困る、

- ・真近に中学校、高齢者の多い団地がある。
- ・布教は憲法で保障されているので、排除できない。
- ・秀明会の内部の問題が多い、被害者の声を直接的・間接的に聞いている。
- ・入会してしまうことで、近隣住民がこのような目に遭うことがないようにしたい。

4.3. 月読宮を、近くから見下ろす位置が問題。

＊＊地図を添付して説明したので、良く理解していただいたようだ。

5. 伊勢拠点建設計画が撤回されなければ、全面的な反対活動を行う。

反対運動の例

・署名活動

市内の自治会、小中学校の保護者会。ショッピングセンターの買い物客、御幸道路で神宮参拝者にも呼び掛ける。Web Pageにも署名用紙をアップ（告知せず）。

・看板

設置する。

御幸道路沿いは規制があるので、看板が設置できない。その代わりに幟を立てる。

この幟の発言をした時、神慈秀明会から「止めていただきたい」との要望があった。

神慈秀明会での話し合いの期間を置き、返答を待つことにした。「伊勢拠点建設撤回」の返事がなければ、すべての反対活動を行う。もし「伊勢拠点建設撤回」の返事があればすべての活動を停止する旨の返事をした。